あすなろ通信

003号

相続のあんなことやこんなこと、お伝えします！！

発行者：あすなろ相続支援センター
発行日：令和2年7月30日
〒702-8027 岡山市南区芳泉4丁目1-5
フリーアクセス ひかりウェイ FREE： 0800-200-6200
E-mail：info@asunarosouzoku.com
URL　：http://asunarosouzoku.com

「特別の寄与」ってどんな制度？

介護や看護に報いる相続制度がはじまりました。

これまでは、相続人の貢献を考慮する「寄与」はありましたが、今回の制度の改正では、**相続人以外**の人の貢献を考慮するための方策として設けられた制度です。
主として、**被相続人の療養看護や介護に努めた、子（相続人）の配偶者などを救済する**ことを目的としています。

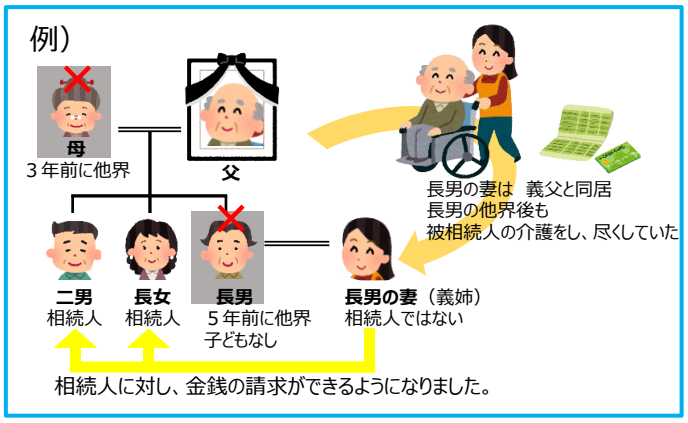

これにより、被相続人の療養看護等に携わった相続人以外の親族は、一定の要件のもと、**相続人に対して金銭の支払いを請求**できるようになりました。

例えば、母と長男はすでに他界し、父が亡くなった場合、これまでの制度では、相続人である、長女と二男が相続財産を取得することになります。父親と同居し、介護していた長男の妻（義姉）は相続人ではないので、相続財産の分配を受けることができませんでした。

改正後（令和元年７月１日以降に開始する相続より適用）においても、遺産分割手続き自体は、従来通り、長女と二男の相続人のみで進めますが、介護に貢献した義姉には、相続人である、長女と二男に対し、その貢献に応じた金額を請求することが認められるようになりました。

「特別の寄与」制度の概要

「特別の寄与」については、改正法第 1050 条に定められています。

まず、事例の義姉のように、無償で被相続 人の療養看護等を行い、被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした被相続人の親族 （相続人、相続放棄者、相続欠格者、被排除 者を除く）を、「**特別寄与者**」といいます。
特別寄与者は、相続開始後、相続人に対し、 その寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の 支払を請求することができます。

このとき、特別寄与料の額の上限は、被相続人の相続開始時の所有財産の価額から、遺贈の価額を控除した残額になります。

相続人が複数いる場合は、各相続人は、特別寄与料の額に、法定相続分を乗じた額を負担することになります。

この特別寄与料の支払について、当事者間の協議が調わなかった場合、一定期間内であれば、特別寄与者は、家庭裁判所にこれに代わる処分の請求ができます。家庭裁判所は、 寄与の時期、方法、程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定めます。
なお、「相続人」の寄与分については、これまで通り、改正はありません。

※寄与分とは，共同相続人のうちの一部が被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付，被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合に，その寄与行為を金銭的に評価したもののことです（民法９０４条の２第１項）

「自筆証書遺言」の保管制度

2020年7月10日より、法務局で自筆証書遺言書の保管できるようになりました。
これまで、自ら執筆した遺言書は自己責任での保管が求められ、破棄されてしまったり、相続人が見つけられなかったりと遺志を伝えられない、という問題も起きていました。また、自筆のため、様式不備や内容不明確で無効になる可能性もありました。このような問題点の対応策として、遺言書を公的機関の法務局にて保管する制度がはじまりました。

これまで 自分 で 保管

- ✕ 失くなる
- ✕ 破棄・改ざん・隠匿される
- ✕ 相続人に見つけてもらえない
- ✕ 様式不備や内容不明確で無効になる
- ✕ 家庭裁判所の検認後効力を生じる

これからは 法務局 で 保管

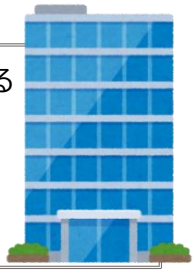

- ○ 保管前に様式不備のチェックをしてもらえる
- ○ 失くならない
- ○ 破棄・改ざん・隠匿されない
- ○ 残された家族に見つけてもらえる
- ○ 家庭裁判所の検認が不要

法務局における自筆証書遺言書保管制度について http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

自筆証書遺言を預ける（遺言書の保管の申請） ～その１～

保管申請の流れ

遺言者

法務局

遺言書保管

1. 自筆証書遺言書に係る遺言書を作成する
2. 保管を申請する「遺言書保管所」を決める

保管の申請ができる遺言書保管所
1．**遺言者の住所地**
2．**遺言者の本籍地**
3．**遺言者が所有する不動産の所在地**
いずれかを管轄する遺言書保管所
すでに一度遺言書を預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3. 申請書を作成する
申請書に必要事項を記入
4. 申請書保管の予約をする ・・・・

岡山県の遺言書保管 ・・・岡山地方法務局 の 管轄支局

管轄支局	お住まいの地域
本　局	岡山市　玉野市　赤磐市　加賀郡(のうち高梁支局の管轄地域を除く)
倉敷支局	倉敷市　総社市　都窪郡
その他の地域	各管轄支局

5. 保管の申請をする
持参するもの
ア．遺言書
イ．申請書
ウ．添付書類
本籍の記載のある住民票の写し等(作成後3ヶ月)
エ．本人確認書類(有効期限内のもの)
マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書　在留カード　など
オ．手数料
1通につき3,900円(収入印紙を手数料納付用紙に添付)
6. 保管証を受け取る
遺言書の閲覧、保管申請の撤回、変更の届出の時や、相続人が遺言書情報証明書の交付を請求するときに保管番号があると便利なので、大切に保管してください。

次号は、「自筆証書遺言書」の書き方についてお伝えします。

女性税理士による無料相談会　実施中!!

毎月　第1火曜日
お1人様 **60分　要予約**
場所　福田好子税理士事務所

ご予約はお電話で!!
☎ 086-261-2331

女性の専門家による相続手続き支援
あすなろ相続支援センター
〒702-8026
岡山市南区芳泉４丁目1-5（福田税理士事務所内）
フリーアクセス ひかりワイド FREE：0800-200-6200
E-mail：info@asunarosouzoku.com
ＵＲＬ：http://asunarosouzoku.com

あすなろ相続 検索